

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月一二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 春日部菖蒲線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
白岡市篠津三〇番二地先から久喜市樋ノ口五七一番一地先まで			区 間
六・四九〇 一四・四〇	六・四九〇 一三・一〇	六・四九〇 一一・四五	敷地の幅員 (メートル)
九三・二〇	八六・〇〇		延長 (メートル)
			備考